

目次

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（抄）	1
（附則第二条関係）	
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）（抄）	5
（附則第三条関係）	
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）（抄）	7
（附則第四条関係）	
障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）（抄）	9
（附則第五条関係）	
障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号）（抄）	10
（附則第六条関係）	
障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）（抄）	11
（附則第七条関係）	
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第百七十五号）（抄）	13
（附則第八条関係）	
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第百七十六号）（抄）	14
（附則第九条関係）	
厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）（附則第十条関係）	15

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）新旧対照表
 （附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第十一条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十七条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第二百六条並びに第二百二十三条第二項から第五項までにおいて準用する場合に限る。）、第八十三条第六項（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第八十五条（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第六十条第四項（第二百六条及び第二百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。）、第二百一条（第二百二十三条第五項において準用する場合に限る。）、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第十一条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十七条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第二百六条並びに第二百二十三条第二項から第五項までにおいて準用する場合に限る。）、第八十三条第六項（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第八十五条（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第六十条第四項（第二百六条及び第二百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。）、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準</p>

四〇九 (略)

(定員の遵守)

第六十九条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(定員の遵守)

第二百二十四条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

(定員の遵守)

第二百五十二条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第七十一条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第九十二条まで、第四百十四條、第六十条及び第六十一条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一

四〇九 (略)

(定員の遵守)

第六十九条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(定員の遵守)

第二百二十四条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一〇三 (略)

(定員の遵守)

第二百五十二条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第七十一条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第九十二条まで、第四百十四條、第六十条及び第六十一条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一

項中「第三十一条」とあるのは「第七十一条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十条第一項から第四項まで」と、第二十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第七十一条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第四百四十四条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

項中「第三十一条」とあるのは「第七十一条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十条第一項から第四項まで」と、第二十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第七十一条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第六十九条の二第一項及び第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第七十一条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十一条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第七十一条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第四百四十四条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第二百二十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数及びロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

イ 特定基準該当生活介護、特定基準 該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者

ロ 特定基準 該当就労継続支援B型の利用者

五・六 (略)

2 } 4 (略)

附則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第四条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十八条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二 (略)

2 (略)

(従業者の員数)

第二百二十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数及びロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

イ 特定基準該当生活介護、特定基準 該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者

ロ 特定基準 該当就労継続支援B型の利用者

五・六 (略)

2 } 4 (略)

附則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第四条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十八条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二 (略)

2 (略)

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）新旧対照表
 （附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数） 第五条（略）</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、<u>第四条</u>第一項第一号イ③及びホ、第二号イ②及びへ、第三号イ②及びホ、第四号イ③、ロ②及びハ並びに第五号イ②及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第二十三条（略） 2～7（略）</p> <p>8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直し</p>	<p>（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数） 第五条（略）</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、<u>前条</u>第一項第一号イ③及びホ、第二号イ②及びへ、第三号イ②及びホ、第四号イ③、ロ②及びハ並びに第五号イ②及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第二十三条（略） 2～7（略）</p> <p>8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、施設障害福祉サ</p>

を行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9・10 (略)

(就職状況の報告)

第三十三条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(定員の遵守)

第四十三条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9・10 (略)

(就職状況の報告)

第三十三条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(定員の遵守)

第四十三条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

改 正 案	現 行
<p>（定員の遵守）</p> <p>第二十六条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（職員の数等の特例）</p> <p>第九十条 （略）</p> <p>2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十四条第一項第四号及び第七項並びに第七十五条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 前条第四項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人</p>	<p>（定員の遵守）</p> <p>第二十六条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（職員の数等の特例）</p> <p>第九十条 （略）</p> <p>2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十四条第一項第四号及び第六項並びに第七十五条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 前条第二項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人</p>

以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号二及び第七項、第五十二条第一項第二号ロ及び二、第七項並びに第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十八条において準用する第七十五条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならぬ。

一・二 (略)

附則

(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二 (略)

2 (略)

以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号二及び第七項、第五十二条第一項第二号ロ及び二、第七項並びに第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十八条において準用する第七十五条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならぬ。

一・二 (略)

附則

(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)

第三条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二 (略)

2 (略)

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十五号）新旧対照表
 （附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定員の遵守）</p> <p>第十三条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（定員の遵守）</p> <p>第十三条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十六号）新旧対照表
 （附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定員の遵守） 第十二条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（定員の遵守） 第十二条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四条第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第四条第三項において「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第五条、第十一条（第一項第二号口及び第七号口を除く。）、第十二条、第十二条の二第三項、第二十一条第六項及び第二十一条第三項の規定による基準</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九条、第十一条第一項第二号口及び第七号口並びに第十二条の二第二項の規定による基準</p> <p>五（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四条第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第四条第三項において「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第五条、第十一条（第一項第二号口及び第六号口を除く。）、第十二条、第十二条の二第三項、第二十一条第六項及び第二十一条第三項の規定による基準</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九条、第十一条第一項第二号口及び第六号口並びに第十二条の二第二項の規定による基準</p> <p>五（略）</p>

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の数)

第十二条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びハ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

一・二 (略)

(就職状況の報告)

第二十八条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(定員の遵守)

第三十六条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の数)

第十二条 (略)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(3)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びハ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

一・二 (略)

(就職状況の報告)

第二十八条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(定員の遵守)

第三十六条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）新旧対照表
 （附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定員の遵守） 第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（定員の遵守） 第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）新旧対照表
 （附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第二十四条の十二第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第二十四条の十二第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>3 地域移行・障害児支援室に、室長を置く。</p> <p>（地域移行・障害児支援室） 第六十四条の二 障害福祉課に、地域移行・障害児支援室を置く。 2 地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する「障害児」をいう。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。 二 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること。 三 障害者等（障害者自立支援法に規定する「障害者等」をいう。）の地域生活への移行及び定着のための支援並びに障害者自立支援法の規定による相談支援に関すること。 四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>3 地域移行・障害児支援室に、室長を置く。</p> <p>（地域移行・障害児支援室） 第六十四条の二 障害福祉課に、地域移行・障害児支援室を置く。 2 地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する「障害児」をいう。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。 二 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること。 三 障害者等（障害者自立支援法に規定する「障害者等」をいう。）の地域生活への移行及び定着のための支援並びに障害者自立支援法の規定による相談支援に関すること。</p>

（傍線部分は改正部分）